

京都市西京区・洛西地域の新たな活性化懇談会開催要綱

(趣旨)

第 1 条 将来の市立芸術大学の移転を見据えた西京区・洛西地域の新たな活性化策について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、京都市西京区・洛西地域の新たな活性化懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 懇談会に参加する委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼し、又は任命する。

2 前項の規定により依頼し、又は任命する委員の人数は、20 人以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第 4 条 市長は、委員のうちから懇談会の会長を指名する。

2 会長は、懇談会の進行をつかさどる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 5 条 懇談会は、市長が招集する。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、行財政局総務部総務課及び西京区役所洛西支所地域力推進室において行う。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に必要な事項は、行財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。